

新たな営業許可・届出制度に伴う 給食施設の必要な手続きについて

平成30年の食品衛生法改正により、令和3年6月1日から、新たな営業許可・届出制度が始まりました。

これに伴い、給食施設については、その営業形態によって新たな手続きが必要となる場合があります。（すでに営業届を提出済みもしくは営業許可取得施設を除く）

●パターン1：直営で給食を提供している施設（1回あたり20食以上）

「営業届」の対象業種（集団給食施設）に該当します。

→「営業届」を提出してください。

- ・施設基準はなく、また、手数料や更新手続きは不要です。
- ・HACCPに沿った衛生管理の導入が必要です。
- ・食品衛生責任者の設置が必要です。
- ・提出していない場合は、速やかに提出をお願いします。
- ・令和3年5月末日までに、すでに給食報告書を提出している施設についても、改めて届出が必要です。

●パターン2：直営で給食を提供している施設（1回あたり20食未満）

営業許可、営業届のいずれにも該当しません。

→「営業届」の提出の必要はありません。（提出は任意となります）

●パターン3：外部事業者委託している施設

委託状況に関わらず、受託する事業者が「飲食店営業許可」を取得する必要があります。

- ・施設基準があります。
- ・申請手数料が必要です。
- ・HACCPに沿った衛生管理の導入が必要です。
- ・食品衛生責任者の設置が必要です。
- ・すでに許可を受けている事業者は許可期限まで手続き不要です。

担当：青森市保健所生活衛生課 食品衛生チーム
〒030-0962 青森市佃二丁目19-13
TEL:017-765-5293、FAX:017-765-5283